

社会福祉法人「永寿会」

役員及び評議員の報酬、費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人永寿会（以下「永寿会」という。）の役員及び評議員の報酬、費用弁償等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員及び評議員の報酬は、無報酬とする。

(費用弁償の支給)

第3条 役員及び評議員が永寿会の開催する理事会、監事会、評議員会等に出席したときは、費用弁償として、現金又は役員及び評議員が指定する金融機関に口座振替により5,000円を支払うものとする。

(旅費の支給)

第4条 役員及び評議員が永寿会の用務のために出張したときは、前条の規定にかかわらず、永寿会旅費規程を適用し旅費を支給する。

(適用除外)

第5条 永寿会の役員で、定款第22条第2項に規定する職員を兼ねる者については、この規程は適用しない。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に理事長が定める。

(改正)

第7条 この規定を改正、廃止するときは、評議員会の承認を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。